

北上市告示乙第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

令和5年3月13日

北上市長 高橋敏彦

1 道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
市道	九年橋藤沢線	北上市本石町一丁目五番二十三号から北上市大通り三丁目八十五番まで
市道	大天満大曲線	北上市芳町一番一号から北上市芳町八番まで
市道	川原町線	北上市九年橋三丁目百八十四番から北上市北鬼柳三十二地割五十四番七号まで
市道	二〇〇一〇二二号線	北上市柳原町一丁目七十一番六号から北上市芳町八番まで
市道	上川原常盤台線	北上市九年橋三丁目二百三十八番八から北上市九年橋三丁目二百八十番二まで
市道	二〇九三二〇八号線	北上市村崎野十七地割三百二十六番二から北上市村崎野十七地割百五十五番三まで
市道	常盤台藤沢線	北上市藤沢十八地割百二番二十三から北上市藤沢十五地割百七十六番一まで
市道	飯豊和田線	北上市北鬼柳十八地割四三番から北上市村崎野十九地割五十四番四まで
市道	大堤北線	北上市相去町旧館沢四十三番四十二から北上市相去町旧館沢四番二まで
市道	飯豊秋葉線	北上市村崎野十九地割二百九十六の十から北上市北工業団地六百六十五の二まで
市道	川原町南田線	北上市北工業団地六百六十五の二から北上市成田二十六地割二十四の三まで
市道	後藤工業団地線	北上市和賀町後藤二地割百六の十五から北上市和賀町後藤百十二の九まで

市道	後藤野工業 団地三号線	北上市和賀町後藤二地割百十二の九から北上市和賀町後藤百六の百七十まで
市道	成田黒沢尻 線	北上市北工業団地五百六十三の三から北上市成田二十六地割二十四の三まで
市道	一〇〇二〇 五三号線	北上市相去町平林三十八の三から北上市相去町平林八の十七まで
市道	一〇二三〇 四五号線	北上市相去町平林八の十七から北上市相去町山根梨の木四十三の百二まで
市道	一〇二三〇 五二号線	北上市相去町前稗沢六十一の七十六から北上市相去町大松沢一の二十三まで

## 2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

## 3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

## 4 占有の制限の開始の期日

令和5年4月1日

## 5 占有を制限する区域を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 北上市都市整備部道路環境課
- (2) 期間 告示日から2週間